

現行の企業評価制度について

(1) 經營事項審査

経営事項審査の意義・概要

- 各建設工事の発注者が、建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を勘案して、それに見合うだけの建設業者を選定することが必要であることから、公共工事の発注機関は、その発注に係る建設工事の入札に参加しようとする建設業者について、予め資格審査によって格付けを実施。
- 一般に当該審査は、①客観的事項に関するものと、②発注者ごとに評価する事項に関するものを区分して行うところ、①はどの発注機関が行っても同一の結果となるべきであることから、特定の第三者が統一的に一定基準により審査(=経営事項審査)。
- 全国統一の客観指標による評価がされるため、建設業者のランク分けの透明性・公平性を確保するとともに、発注者ごとの審査事務の負担軽減に寄与。

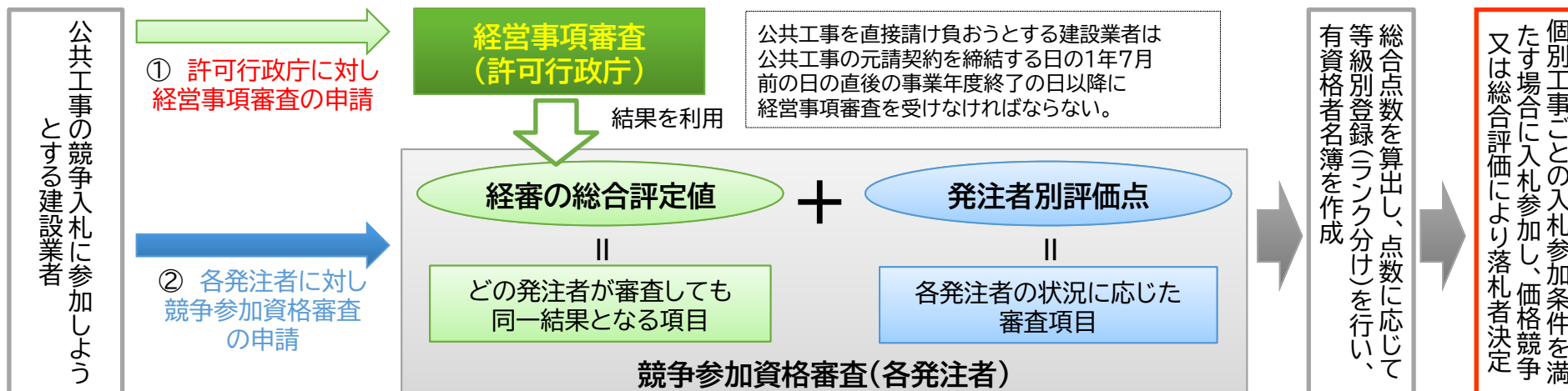
経営事項審査の対象者

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者

経営事項審査の受審企業数:134,031社(R7年度) ※建設業許可業者数:483,823社(R7年度)

審査項目と審査機関

- ❑ 経営状況：国土交通大臣により登録を受けた機関(登録経営状況分析機関)
- ❑ 経営規模、技術力、その他の審査項目(社会性等)：国土交通大臣又は都道府県知事(許可行政庁)



令和8年7月1日以降の申請で適用

○ 完成工事高（X1）及び技術力（Z）を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値（P）を算出。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高（許可業種別）	最高点：2,309点 最低点：397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点：2,280点 最低点：454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点：1,595点 最低点：0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数（許可業種別） ②元請完成工事高（許可業種別）	最高点：2,441点 最低点：456点	0.25
その他審査項目 （社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証 又は登録の状況	最高点：2,073点 最低点：▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$		最高点：2,159点 最低点：163点

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細

令和8年7月1日以降の申請で適用

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77	0	-
建退共の加入状況	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入状況	15	0	平成6年
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10	0	令和3年
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5	0	令和5年
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10	0	令和5年
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5	0	令和8年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	20	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10	0	平成23年
合計(A)	237	-90	
W評点(A × 10 × 175 ÷ 200)	2,073	-788	

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

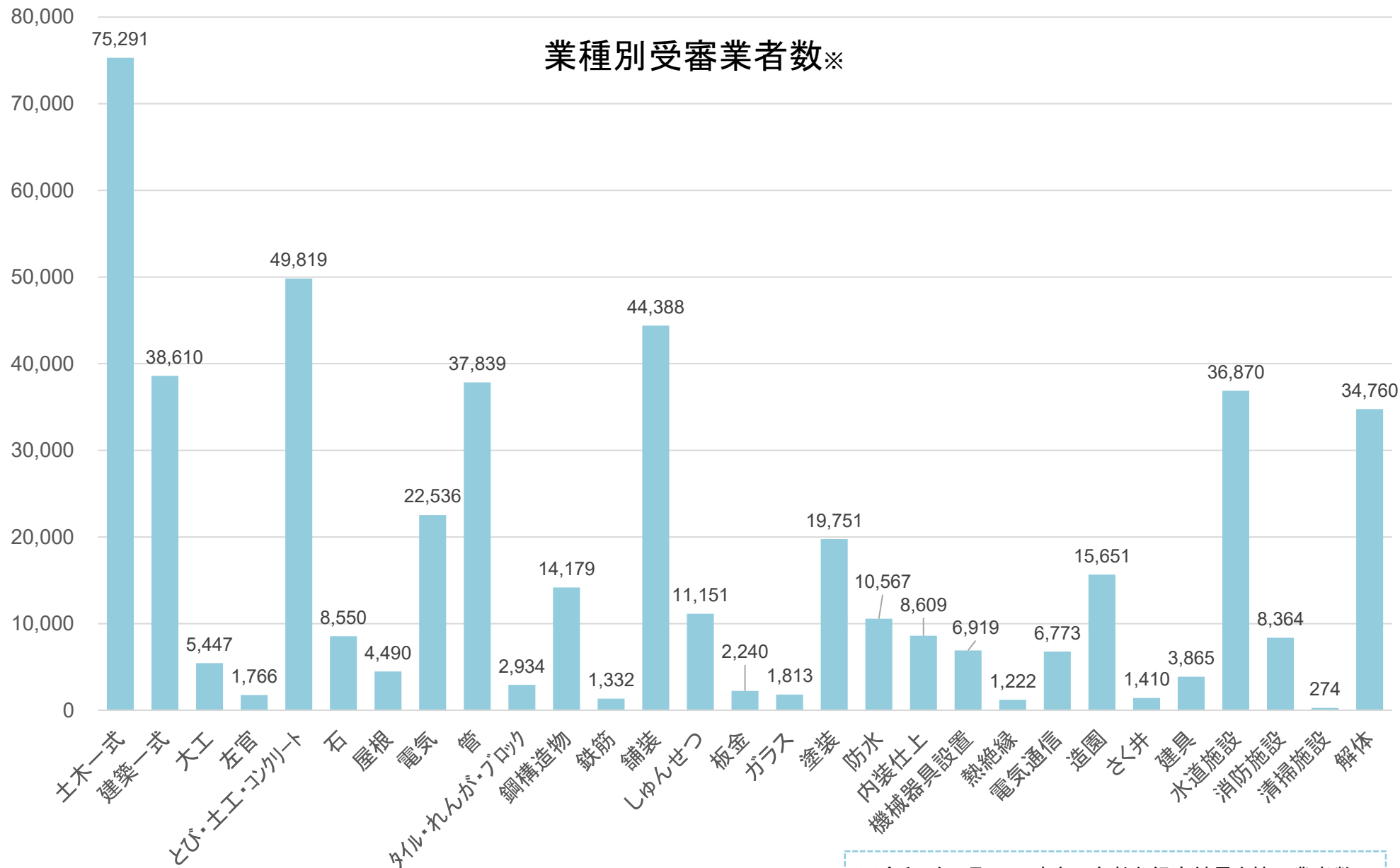
令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、
令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

経営事項審査の業種別受審業者数

業種別受審業者数※



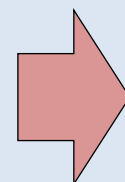
※令和8年3月31日時点で有効な経審結果を持つ業者数

(2)専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、専門工事企業の施工能力等を「見える化」（「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する国土交通大臣告示及び同ガイドライン（令和2年3月31日策定）」による）
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
コンプライアンス	処分歴
	社会保険加入状況
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】評価を受けた職種について

☆～☆☆☆☆の4段階で評価

職種	
基礎情報	★★★★★
施工能力	★★★★★
コンプライアンス	★★★★★



（見える化ロゴマーク・バナー）

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

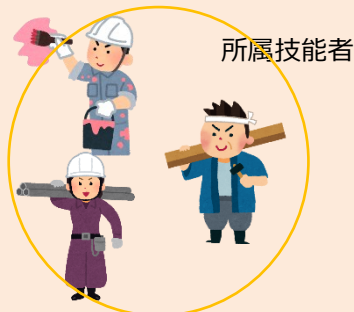
これまで評価基準の認定を受けた職種（12職種） ※今後順次認定予定

令和3年3月認定 基礎ぐい、切断穿孔、機械土工、建築大工（工務店）、鉄筋、とび・土工
 令和4年3月認定 土木、左官、PC工事
 令和5年3月認定 コンクリート圧送、エクステリア
 令和6年1月認定 圧入

[施工能力等の見える化評価] 制度のスキーム

【評価の申請者】 専門工事企業

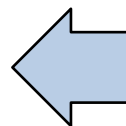
建設キャリアアップ
システム



◎ 申請する事業者は見える化評価の職種について建設キャリアアップシステムの事業者登録をしてあること

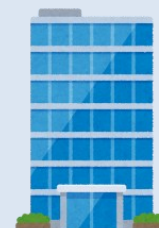
施工能力（レベル3以上の技能者数の割合）について申請を行う職種の技能者の能力評価を反映

見える化評価の申請



評価結果通知

【評価実施機関】 専門工事業団体



評価基準を策定し、評価を実施。結果を公表

専門工事業団体
(評価実施機関)



建設技能者の能力評価制度



初級技能者（見習い） 中堅技能者（一人前の技能者） 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）



◎ 評価実施機関が策定する評価基準を認定
◎ 評価基準を公表

※評価結果は国土交通省のホームページでも公表

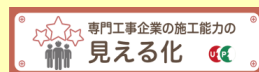
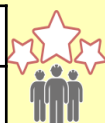
【施工能力等の見える化評価】 専門工事企業・元請等のメリット

専門工事企業

専門工事企業の施工能力等の見える化評価

- ◆【評価結果】『☆～☆☆☆☆』の4段階で評価
- ◆取引先やリクルート活動においてPRに活用

職種	
基礎情報	☆☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆☆



※評価実施企業は、見える化ロゴマーク、バナーの使用が可能

【専門工事業者からの声】

『技能者を直接抱えて施工ができる専門工事企業が評価される建設業につなげたい』（機械土工業者）

『エンドユーザーに自社の施工能力を直接アピールしたい』（工務店業者）

『会社の善し悪しが見えて、人が集まる会社として採用活動でもPRできるようになる』（躯体業者）

『施工力があり、CCUSに登録している真面目な企業が生き残れる環境づくりになる』（型枠業者）



PR

選択・評価

連携が可能に

PR

選択・評価

元請企業

- ◆下請業者の選定や新規開拓、評価基準に活用
- ◆協力会社のレベルアップ、意識向上に



【元請企業からの声】（大手・中堅ゼネコン）

『協力会社以外に下請業者を新規開拓するために活用したい』
 『実績が希薄な地域で施工を行う際に地元業者を開拓するため』
 『業務拡大に伴い競争力・供給能力を拡充するために下請として活用可能な選択肢の範囲を広げたい』
 『協力会社のレベル底上げや競争力のきっかけ、意識向上に繋げる』
 『自社の評価に加え、公的側面からの評価基準として採用を検討』

求人活動

- ◆ハローワークで建設業入職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業（見える化評価企業）への応募勧奨や特記事項でPR
 【記載例】「建設キャリアアップシステム登録事業者です」「見える化評価制度で「☆4つ」取得しています」
- ◆就職時に技能者を育成する企業として選択が可能



エンドユーザー

- ◆新築やリフォーム工事で施工業者の選定に活用



○認定済み職種(12職種)
評価企業数(R7.3現在)

R3.3認定	基礎ぐい	64
	切断穿孔	11
	機械土工	14
	建築大工(工務店)	4 (8)
	(工務店S)	2 (11)
	鉄筋	103
	とび・土工	32 (37)
R4.3認定	土工	2
	左官	3
	PC工事	0 (4)
R5.3認定	コンクリート圧送	6 (10)
	エクステリア	0 (4)
R6.1認定	圧入	9

※()は最大時の評価企業数

(参考)建設キャリアアップシステム及び 建設技能者の能力評価制度について

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



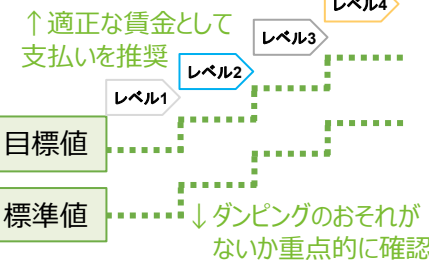
能力評価の実施

経験や資格に応じた
能力評価



経験・技能に応じた処遇

能力評価に応じた
適正な賃金支払い
(CCUSのレベルに応じた年収の
水準をブロック別、職種別に公表)



現場管理での活用

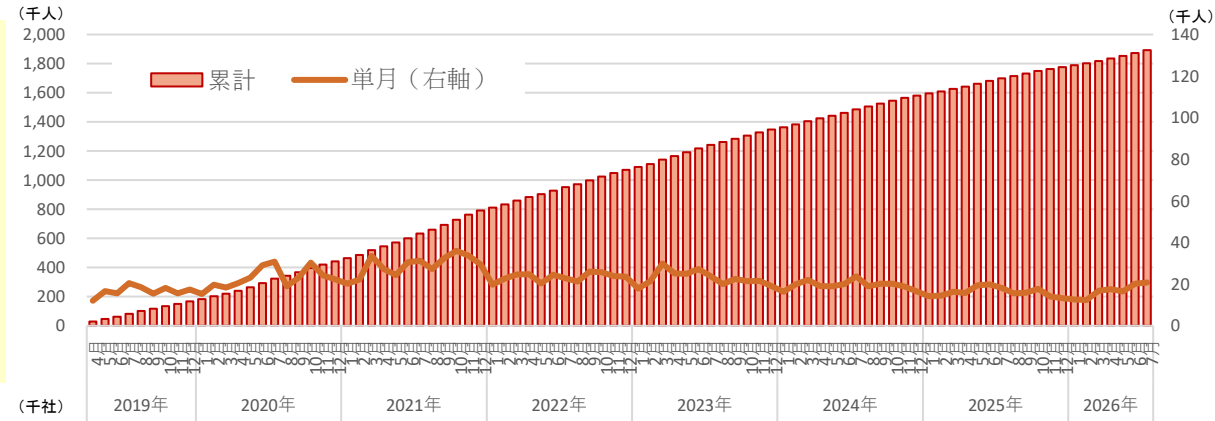
社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年7月末)

技能者の登録数

189万人が登録

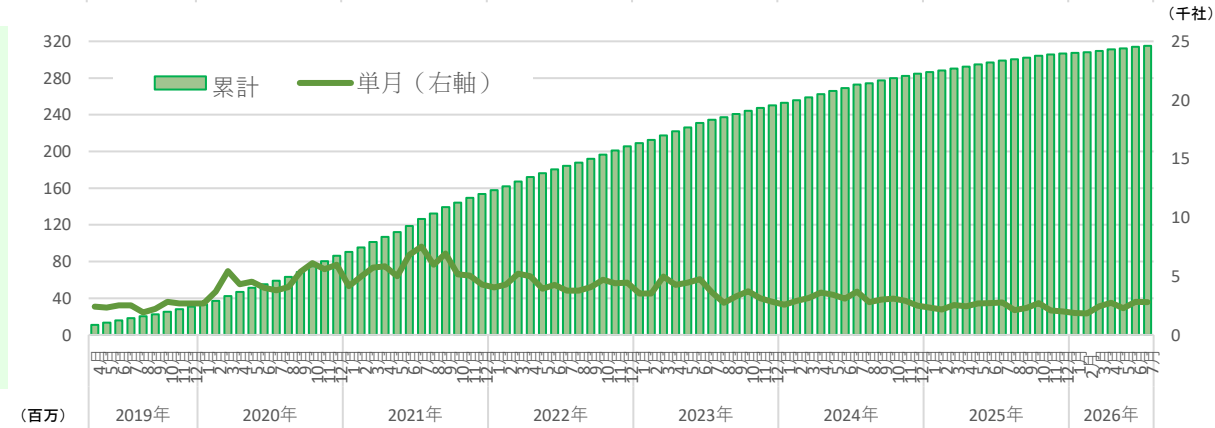
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

31.5万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

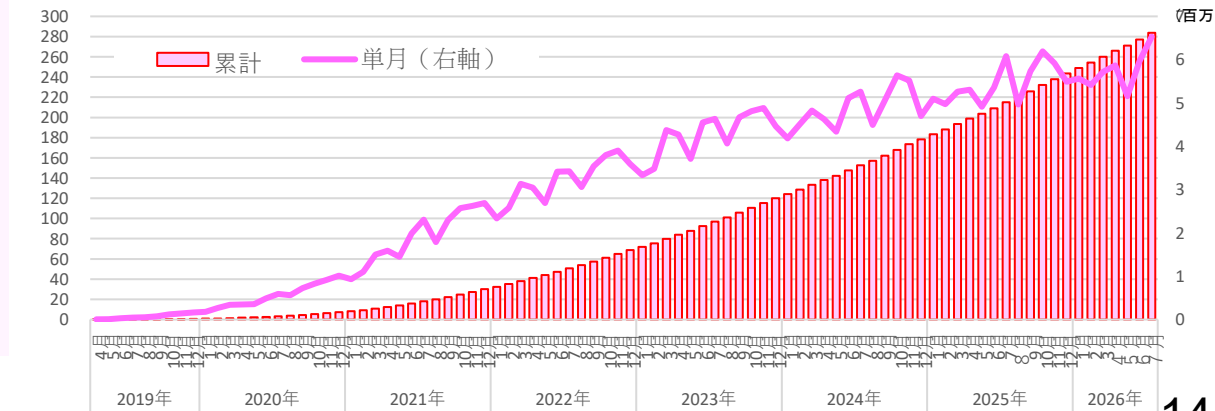


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 28,300万突破

※7月は652万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した49分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID		123456789012
氏名		建設 太郎
生年月日		S55 1980/07/28
保有資格	登録基幹技能者	型枠
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	協会健保	建退共
年全	厚生年金	
雇用		

キャリアアップシステム

事業者情報

技能者情報

就労履歴情報

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



レベル1

初級技能者 (見習い)

レベル2

中堅技能者 (一人前)

レベル3

職長レベル

レベル4

高度 マネジメントレベル

レベルに応じた処遇を実現へ

初級技能者 (見習い)

中堅技能者 (一人前の技能者)

職長として現場に従事できる技能者

高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

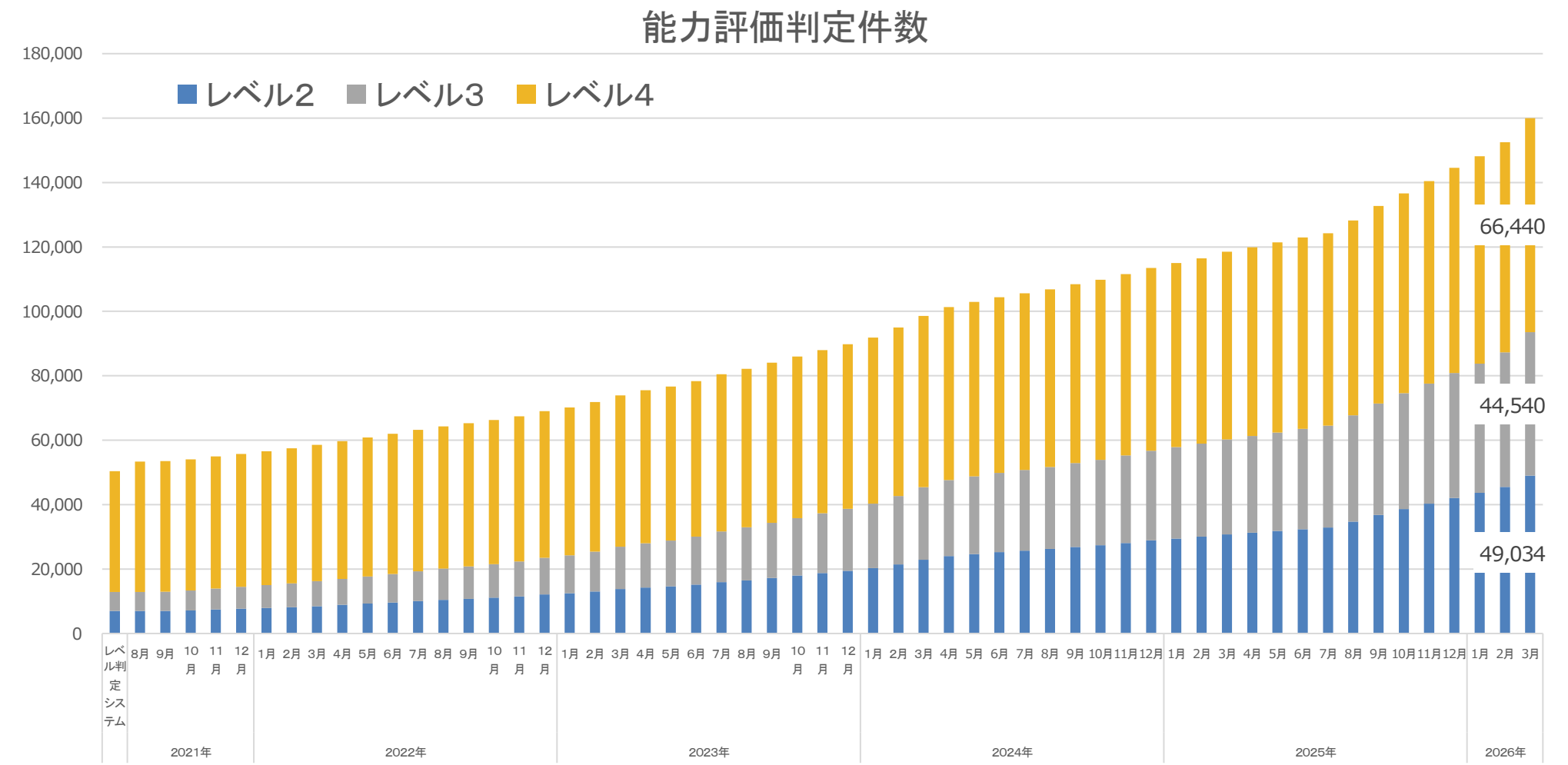
能力評価基準の策定状況

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した50分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

評価分野	能力評価実施団体
電気工事	(一社) 日本電設工業協会
橋梁	(一社) 日本橋梁建設協会
造園	(一社) 日本造園建設業協会
	(一社) 日本造園組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
防水	(一社) 全国防水工事業協会
トンネル	(一社) 日本トンネル専門工事業協会
建設塗装	(一社) 日本塗装工業会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
機械土工	(一社) 日本機械土工協会
海上起重	(一社) 日本海上起重技術協会
P C	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
圧接	全国圧接業協同組合連合会
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会
配管	(一社) 日本空調衛生工事業協会
	(一社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
	(一社) 日本鷹工業連合会
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会
	日本建設インテリア事業協同組合連合会
	日本室内装飾事業協同組合連合会
サッシ・カーテンウォール	(一社) 日本サッシ協会
	(一社) 建築開口部協会
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会
建築板金	(一社) 日本建築板金協会
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会
ダクト	(一社) 全国ダクト工業団体連合会
	(一社) 日本空調衛生工事業協会
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会
グラウト	(一社) 日本グラウト協会

評価分野	能力評価実施団体
冷凍空調	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会
基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会
	(一社) 日本基礎建設協会
タイル張り	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
道路標識・路面標示	(一社) 全国道路標識標示業協会
消防施設	(一社) 消防施設工事協会
建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社) J B N・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ログハウス協会 (一社) プレハブ建築協会
	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
	(一社) A L C協会
	(一社) 日本機械土工協会
土工	(一社) 日本土工協会
ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会
発破・破砕	(一社) 日本発破・破砕協会
建築測量	(一社) 全国建築測量協会
圧入	(一社) 全国圧入協会
さく井	(一社) 全国さく井協会
解体	(公社) 全国解体工事業団体連合会
計装工事	(一社) 日本計装工業会
土質改良	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会
潜函	日本圧気技術協会
住宅建築関連	(一社) J B N・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
	全国建築石材工業会
	(一社) 斜面防災対策技術協会
斜面防災	(一社) 斜面防災対策技術協会
道路等法面保護工事	(一社) 全国特定法面保護協会
都市トンネル	(公社) 日本推進技術協会
型枠解体	(一社) 日本型枠工事業協会

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付



約16万人が能力評価レベルの認定を受けている。

○ CCUSを活用して技能者の育成を行う企業や、就業履歴蓄積環境の整備に取り組む企業を、経営事項審査において加点

レベル3・4の技能者の数に応じた加点(技術職員点数(Z1)、R2.4～)

○ 建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点

レベル2以上にアップした技能者の割合に応じた加点(知識・技術技能の向上の取組(W1-5)、R3.4～)

○ 審査基準日以前3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与(**最大10点**)
※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(W1-7、R5.8～)

- 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点
 - ① CCUS上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	10点
全ての公共工事で実施した場合	5点

※R8.7～「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し。

建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無(W1-8、R8.7～)

○ 審査基準日以前に「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言を行い、経営事項審査申請時に審査基準日時点で有効な宣言書と、様式第7号に掲げる誓約書を提出している場合に加点

CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を支給。（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20,000円
3（銀）	15,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当**を支給。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 （事業所負担）	②優秀技能者認定制度 （事業所負担）	①に該当し②に認定 された場合（最大）
レベル4（ゴールド） （マネジメントレベル）	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3（シルバー） （職長レベル）	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2（ブルー） （中堅技能者）	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1（ホワイト） （見習い）	0円/日	0円/日	0円/日

③松井建設（東京）

一定回数以上CCUSへ就業履歴を蓄積した技能者を対象に、**CCUSレベルに応じて報奨金**を支給（四半期毎）。

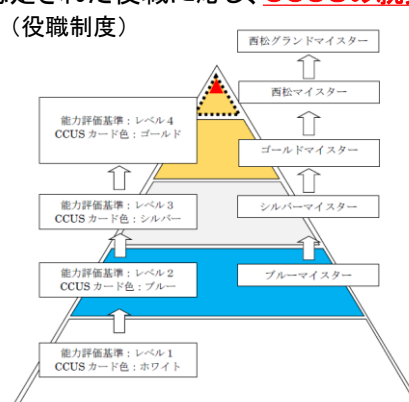
レベル	報奨金
4（金）	15,000円
3（銀）	12,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

【その他実施している企業】
鴻池組、東急建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



（手当制度）

役職	単価
西松グランドマスター	日当5,000円
西松マスター	日当3,000円
ゴールドマスター	日当2,000円
シルバーマスター	日当1,000円
ブルーマスター	日当500円

【その他実施している企業】

清水建設、鹿島建設、奥村組、熊谷組、松村組、竹中土木、大成建設、長谷工コーポレーション、富士ピー・エス、村本建設 等

※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

3. 昇給・昇格の要件として活用

（昇格基準）

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

【その他実施している企業】
岡庭建設 等

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
1	3年目	職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
		2年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
		1年目	指導を受けながら職務を遂行 等

4. 建退共掛金負担

多くの企業において、**協力会社の技能者**について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

(3)建設業許可

○建設業許可制度(概要)

✓ 建設業許可は、建設業法第7条に規定の「許可要件」4つを備え、同法8条に規定の「欠格要件」に該当しないこと

許可制度

許可要件

経営の安定性

経營業務の管理を適正に行う能力

- ①許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない。
- ②適正な社会保険に加入していること。

財産的基礎

※請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

技術力

営業所技術者等の設置

※その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない。

適格性

誠実性

※役員等が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

許可の区分

29業種※

業者数 (R8.3末現在)
483,823業者

特定建設業許可

元請として5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する者
※建築一式工事の場合は8,000万円以上

一般建設業許可

特定建設業許可以外

大臣
許可

知事
許可

2以上の都道府県の区域内に営業所を設置

1の都道府県の区域内にのみ営業所を設置

許可不要

1件の請負代金の額が500万円未満の建設工事

※建築一式工事の場合は、1件の請負代金が1,500万円未満の建設工事
または
延べ面積150㎡未満の木造住宅工事

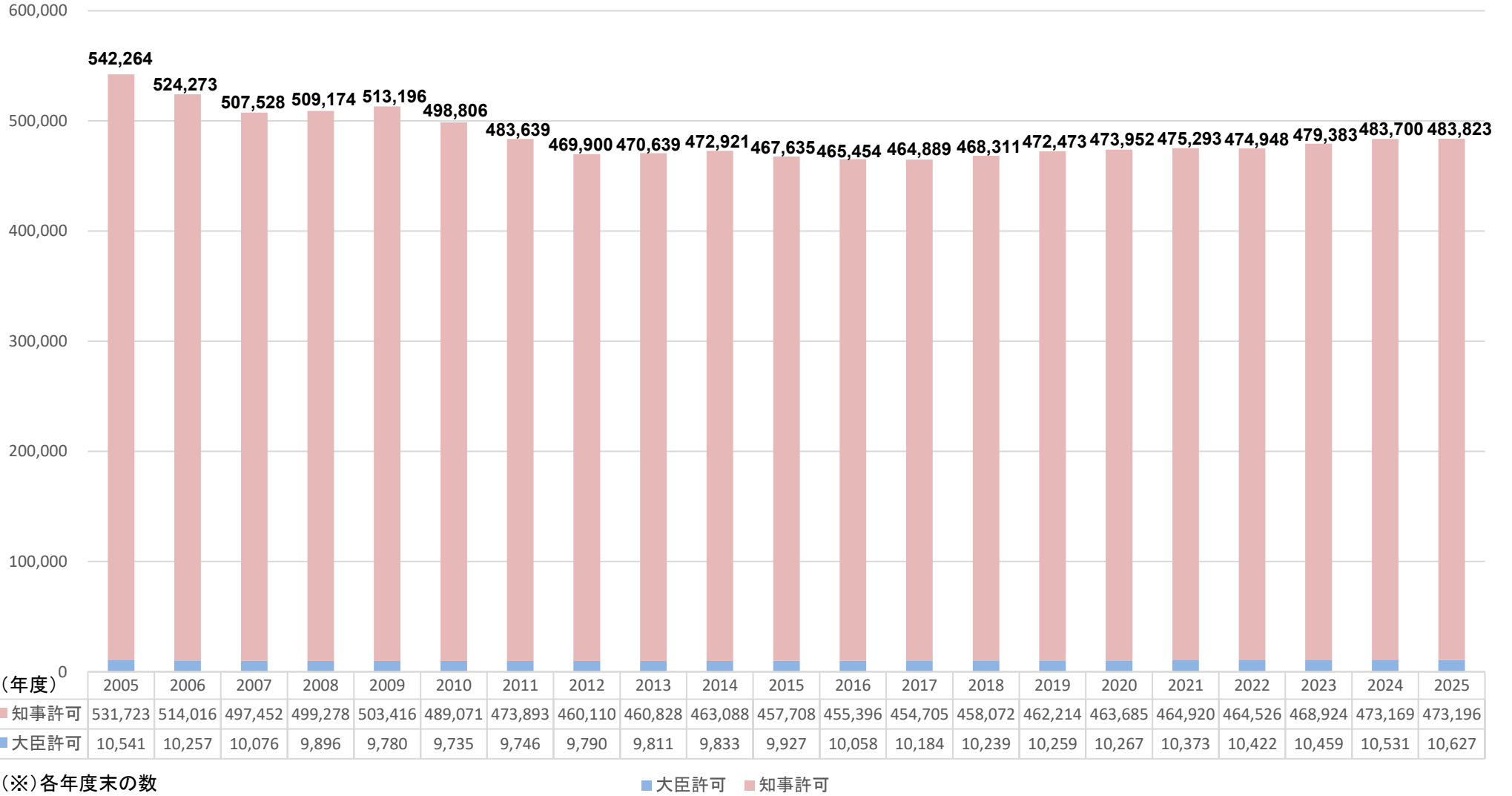
欠格要件

- 許可取消から一定期間を経過しない者
- 刑に処せられ、その刑の執行を終え、一定期間を経過しない者
- 法人でその役員が破産者で復権を得ない者 など

※29業種(建設業の種類)

土木一式工事	建築一式工事	大工工事	左官工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	屋根工事	電気工事	管工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鉄筋工事	舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事
ガラス工事	塗装工事	防水工事	内装仕上工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	電気通信工事	造園工事	さく井工事	建具工事
水道施設工事	消防施設工事	清掃施設工事	解体工事	

許可業者数の推移



許可を受ける行政庁

- ・2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合：国土交通大臣
- ・1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合：当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事